

水質汚濁防止関係法令のしおり

(資料編)

<資料編>

目次

1	用語集	資 1
2	特定施設等一覧(水濁法)	資 2
3	届出施設一覧(府条例)	資10
4	水質基準対象施設一覧(ダイオキシン法)	資11
5	有害物質、生活環境項目、指定物質、油一覧	資12
6	排水基準	資13
7	設置・構造等変更に係る届出書(申請書)の記載要領	資30
8	有害物質使用特定施設等の構造等規制(リーフレット)	資34
9	有害物質使用特定施設等の使用廃止時の手続き	資36
10	市町村の環境公害担当部署一覧	資38
11	異常水質発生時の各市町村の連絡先	資39
12	罰則一覧	資40

資料 1 用語集 (50 音順)

用語	意味
汚水等	特定施設から排出される汚水又は廃液
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路（終末処理場に接続している下水道を除く。）
指定事業場	指定施設を設置する事業場
指定施設	有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設
指定地域特定施設	処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽（水濁法の適用を受けず。）
指定地域内事業場	指定地域（大阪府は全域が対象）内の特定事業場であって日平均排水量が 50m³ 以上のもの
指定物質	有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（資料編 P.11 資料 5 3. 指定物質参照）
生活環境項目	化学的酸素要求量（COD）その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、有害物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目（資料編 P.11 資料 5 2. 生活環境項目参照）
貯油施設等	政令で定める油を貯蔵する貯油施設、又は政令で定める油を含む水を処理する油水分離施設 政令で定める油： ・原油 ・重油 ・潤滑油 ・軽油 ・灯油 ・揮発油 ・動植物油
特定事業場	特定施設（指定地域特定施設を含む。）を設置する工場又は事業場
特定施設	有害物質を含む又は生活環境項目(本表参照)に関し生活環境に係る被害を生ずるおそれのある程度の汚水又は廃液を排出する施設で水濁法施行令別表第 1 に掲げる施設（資料編 P.2 資料 2 特定施設等一覧参照） (内海法における特定施設) ・水濁法の特定施設* ・ダイオキシン法の水質基準対象施設 ※次の施設については内海法の設置の許可不要（水濁法の届出は必要）。 ・下水道終末処理施設 ・地方公共団体が設置するし尿処理施設 ・地方公共団体が設置する廃油処理施設及び廃油処理事業の用に供する廃油処理施設
特定地下浸透水	有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むもの
特定排水水 [総量規制の対象]	指定地域内事業場において、事業活動その他の人の活動に使用された水。 以下を除く ・専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水（一過性の間接冷却水等） ・雨水のように事業活動その他の人の活動に使用されない水
届出事業場	届出施設を設置する工場又は事業場
届出施設	有害物質や生活環境に係る被害を生ずるおそれのある程度の汚水又は廃液を排出する施設で府条例施行規則別表第 10 で定めるもの（資料編 P.9 資料 3 届出施設一覧参照）（特定事業場内に設置されるものは除く。）
排水水 [排水規制の対象]	特定事業場から公共用水域に排出されるすべての水（雨水・冷却水等を含む。）。特定施設からの排水のみならず、特定施設以外からの排水も含めて、一体として「排水水」として規制の対象となります。なお、雨水は排水水にあたりませんが、申請・届出時の排水水の量には算入されません。
排水口	公共用水域に排水水を排出する場所。なお、特定事業場に 2 以上の排水口がある場合には、個々の排水口ごとに排水基準が適用されます。
有害物質	カドミウムその他の人の健康に係る被害を生じることのある物質として政令で定める物質（資料編 P.11 資料 5 1. 有害物質 参照）
有害物質使用特定事業場	有害物質使用特定施設を設置する特定事業場
有害物質使用特定施設	有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。）
有害物質貯蔵指定施設	有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設

資料2 特定施設等一覧(水濁法)

号番号	特定施設	対象となった日
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 選鉱施設	
	ロ 選炭施設	
	ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の汚泥分離施設	
102	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	昭和47年10月1日
	イ 豚房施設(豚房の総面積が50m ² 未満の事業場に係るものを除く。)	
	ロ 牛房施設(牛房の総面積が200m ² 未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)	
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料処理施設	
	ロ 洗淨施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設	
3	水産食料品製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 水産動物原料処理施設	
	ロ 洗淨施設	
	ハ 脱水施設	
	ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料処理施設	
	ロ 洗淨施設	
	ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設	
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸等の製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料処理施設	
	ロ 洗淨施設	
	ハ 湯煮施設	
	ニ 濃縮施設	
	ホ 精製施設 ヘ ろ過施設	
6	小麦粉製造業の用に供する洗淨施設	昭和46年6月24日
7	砂糖製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料処理施設	
	ロ 洗淨施設(流送施設を含む。)	
	ハ ろ過施設	
	ニ 分離施設 ホ 精製施設	
8	パン・菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	昭和46年6月24日
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	昭和46年6月24日
10	飲料製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料処理施設	
	ロ 洗淨施設(洗びん施設を含む。)	
	ハ 搾汁施設	
	ニ ろ過施設	
	ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設	
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料処理施設	
	ロ 洗淨施設	
	ハ 圧搾施設	
	ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設	

号番号	特定施設	対象となった日
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料処理施設	
	ロ 洗淨施設	
	ハ 圧搾施設 ニ 分離施設	
13	イースト製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料処理施設	
	ロ 洗淨施設 ハ 分離施設	
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料浸せき施設	
	ロ 洗淨施設(流送施設を含む。)	
	ハ 分離施設 ニ 洗ため及びこれに類する施設	
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料処理施設	
	ロ ろ過施設 ハ 精製施設	
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	昭和46年6月24日
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	昭和46年6月24日
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	昭和46年6月24日
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	昭和57年1月1日
	イ 原料処理施設	
	ロ 湯煮施設 ハ 洗淨施設	
18の3	たばこ製造業の用に供する施設	昭和57年1月1日
	イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗淨施設	
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ まゆ湯煮施設	
	ロ 副蚕処理施設	
	ハ 原料浸せき施設	
	ニ 精練機及び精練そう	
	ホ シルケツト機	
	ヘ 漂白機及び漂白そう	
	ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設	
20	洗毛業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設	
21	化学繊維製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 湿式紡糸施設	
	ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設	
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	昭和57年1月1日
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗淨施設	昭和57年1月1日
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設	昭和57年1月1日
	イ 湿式バーカー ロ 接着機洗淨施設	
22	木材薬品処理業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設	

号番号	特定施設	対象となった日
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料浸せき施設	
	ロ 湿式バーカー	
	ハ 碎木機	
	ニ 蒸解施設	
	ホ 蒸解廃液濃縮施設	
	ヘ チツプ洗浄施設及びパルプ洗浄施設	
	ト 漂白施設	
	チ 抄紙施設(抄造施設を含む。)	
	リ セロハン製膜施設	
	ヌ 湿式繊維板成型施設	
ル 廃ガス洗浄施設		
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	昭和57年1月1日
	イ 自動式フィルム現像洗浄施設	
ロ 自動式感光膜付現像洗浄施設		
24	化学肥料製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ ろ過施設	
	ロ 分離施設	
	ハ 水洗式破碎施設	
	ニ 廃ガス洗浄施設	
ホ 湿式集じん施設		
25	削除	平成29年8月16日削除
26	無機顔料製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 洗浄施設	
	ロ ろ過施設	
	ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	
	ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設	
ホ 廃ガス洗浄施設		
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ ろ過施設	
	ロ 遠心分離機	
	ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設	
	ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設	
	ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設	
	ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設	
	ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設	
	チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設	
	リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設	
ヌ 廃ガス洗浄施設		
ル 湿式集じん施設		
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 湿式アセチレンガス発生施設	
	ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設	
	ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設	
	ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設	
	ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設	
ヘ クロロプロピレンモノマー洗浄施設		
29	コールタール製品製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ ベンゼン類硫酸洗浄施設	
	ロ 静置分離器	
ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設		
30	発酵工業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 原料処理施設	
	ロ 蒸留施設	
	ハ 遠心分離機	
ニ ろ過施設		

号番号	特定施設	対象となった日
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設	
	ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設	
	ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びびろ過施設	
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ ろ過施設	
	ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設	
	ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設	
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 縮合反応施設	
	ロ 水洗施設	
	ハ 遠心分離機	
	ニ 静置分離器	
	ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設	
	ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設	
	ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設	
	チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設	
	リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設	
34	合成ゴム製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ ろ過施設	
	ロ 脱水施設	
	ハ 水洗施設	
	ニ ラテックス濃縮施設	
	ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設の うち、静置分離器	
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 蒸留施設	
	ロ 分離施設	
	ハ 廃ガス洗浄施設	
36	合成洗剤製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 廃酸分離施設	
	ロ 廃ガス洗浄施設	
	ハ 湿式集じん施設	
37	その他の石油化学工業の用に供する施設	昭和46年6月24日
	イ 洗浄施設	
	ロ 分離施設	
	ハ ろ過施設	
	ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設	
	ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設 のうち、蒸留施設	
	ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設	
	ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設	
	チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設	
	リ ニ-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応 施設及び蒸留施設	
	ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設	
	ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設	
	ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設又はメチルアルコー ル蒸留施設	
	ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器	
	カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設	
	ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設又はメチルアルコール回収施設	
タ 廃ガス洗浄施設		

号番号	特定施設	対象となった日
38	石けん製造業の用に供する施設	
	イ 原料精製施設	昭和46年6月24日
	ロ 塩析施設	
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄施設を有しないものを除く。)	平成24年5月25日
39	硬化油製造業の用に供する施設	
	イ 脱酸施設	昭和46年6月24日
	ロ 脱臭施設	
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設	昭和46年6月24日
41	香料製造業の用に供する施設	
	イ 洗浄施設	昭和46年6月24日
	ロ 抽出施設	
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	
	イ 原料処理施設	昭和46年6月24日
	ロ 石灰づけ施設	
	ハ 洗浄施設	
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	昭和46年6月24日
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	
	イ 原料処理施設	昭和46年6月24日
	ロ 脱水施設	
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設	昭和46年6月24日
46	その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	
	イ 水洗施設	昭和46年6月24日
	ロ ろ過施設	
	ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設	
	ニ 廃ガス洗浄施設	
47	医薬品製造業の用に供する施設	
	イ 動物原料処理施設	昭和46年6月24日
	ロ ろ過施設	
	ハ 分離施設	
	ニ 混合施設	
	うちポリ塩化ビフェニルを使用する施設	昭和50年3月1日
	うちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを使用する施設	平成1年10月1日
	うちH6.2.1に有害物質になったもの(13項目)を使用する施設	平成6年2月1日
	うちH13.7.1に有害物質になったもの(3項目)を使用する施設	平成13年7月1日
	うちH24.5.25に有害物質になったもの(3項目)を使用する施設	平成24年5月25日
ホ 廃ガス洗浄施設	昭和46年6月24日	
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	昭和46年6月24日
49	農薬製造業の用に供する混合施設	
	下記以外の施設	昭和46年6月24日
	ポリ塩化ビフェニルを使用する施設	昭和50年3月1日
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを使用する施設	平成1年10月1日
	H6.2.1に有害物質になったもの(13項目)を使用する施設	平成6年2月1日
	H13.7.1に有害物質になったもの(3項目)を使用する施設	平成13年7月1日
	H24.5.25に有害物質になったもの(3項目)を使用する施設	平成24年5月25日
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	
	下記以外の施設	昭和46年6月24日
	ポリ塩化ビフェニルを使用する施設	昭和50年3月1日
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを使用する施設	平成1年10月1日
	H6.2.1に有害物質になったもの(13項目)を使用する施設	平成6年2月1日
	H13.7.1に有害物質になったもの(3項目)を使用する施設	平成13年7月1日
	H24.5.25に有害物質になったもの(3項目)を使用する施設	平成24年5月25日

号番号	特定施設	対象となった日	
51	石油精製業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 脱塩施設		
	ロ 原油常圧蒸留施設		
	ハ 脱硫施設		
	ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設		
	ホ 潤滑油洗浄施設		
51の2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業の用に供する直接加硫施設	昭和57年1月1日	
51の3	医療、衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	昭和57年1月1日	
52	皮革製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 洗浄施設		
	ロ 石灰づけ施設		
	ハ タンニンづけ施設		
	ニ クロム浴施設		
	ホ 染色施設		
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 研磨洗浄施設		
	ロ 廃ガス洗浄施設		
54	セメント製品製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 抄造施設		
	ロ 成型機		
	ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)		
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	昭和46年6月24日	
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	昭和46年6月24日	
	下記以外の施設		
	ポリ塩化ビフェニルを使用する施設		昭和50年3月1日
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを使用する施設		平成1年10月1日
	H6.2.1に有害物質になったもの(13項目)を使用する施設		平成6年2月1日
	H13.7.1に有害物質になったもの(3項目)を使用する施設		平成13年7月1日
	H24.5.25に有害物質になったもの(3項目)を使用する施設	平成24年5月25日	
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	昭和46年6月24日	
58	窯業原料の精製業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 水洗式破碎施設		
	ロ 水洗式分別施設		
	ハ 酸処理施設		
	ニ 脱水施設		
59	碎石業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 水洗式破碎施設		
	ロ 水洗式分別施設		
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	昭和46年6月24日	
61	鉄鋼業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ タール及びガス液分離施設		
	ロ ガス冷却洗浄施設		
	ハ 圧延施設		
	ニ 焼入れ施設		
	ホ 湿式集じん施設		
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	昭和46年6月24日	
	イ 還元そう		
	ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。)		
	ハ 焼入れ施設		
	ニ 水銀精製施設		
	ホ 廃ガス洗浄施設		
	ヘ 湿式集じん施設		

号番号	特定施設	対象となった日
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設 イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設	昭和46年6月24日
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	昭和57年1月1日
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	平成13年7月1日
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設 イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)	昭和46年6月24日
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設(浄水能力が10,000m ³ /日未満のものを除く。) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設	昭和51年6月1日
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	昭和46年6月24日
66	電気めつき施設	昭和46年6月24日
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設	平成24年5月25日
66の3	旅館業の用に供する施設(住宅宿泊事業法第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業を除く。) イ ちゆう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設	昭和49年12月1日
66の4	共同調理場に設置されるちゆう房施設(総床面積が500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)	昭和63年10月1日
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設(総床面積が360m ² 未満の事業場に係るものを除く。)	昭和63年10月1日
66の6	飲食店に設置されるちゆう房施設(総床面積が420m ² 未満の事業場に係るものを除く。)	昭和63年10月1日
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店等に設置されるちゆう房施設(総床面積が630m ² 未満の事業場に係るものを除く。)	昭和63年10月1日
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等に設置されるちゆう房施設(総床面積が1,500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)	昭和63年10月1日
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	昭和46年6月24日
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	昭和46年6月24日
68の2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設 イ ちゆう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設	昭和54年5月10日
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	昭和46年6月24日
69の2	卸売市場に設置される施設(水産物に係るものに限り、総面積が1,000m ² 未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場	令和2年6月21日
70	廃油処理施設	昭和46年6月24日
70の2	自動車特定整備事業の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800m ² 未満の事業場に係るもの及び第71号に掲げるものを除く。)	令和2年4月1日

号番号	特定施設	対象となった日
71	自動式車両洗浄施設	昭和46年6月24日
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	
	イ 洗浄施設	
	下記以外の施設	昭和49年12月1日
	専修学校(水濁法規則第1条の2第4号:規則改正による)	昭和51年1月3日
	ロ 焼入れ施設	
	下記以外の施設	昭和49年12月1日
	専修学校(水濁法規則第1条の2第4号:規則改正による)	昭和51年1月3日
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	
	下記以外の施設	昭和54年5月10日
	H9.12.1廃掃法施行令の改正により対象となった施設 (一時間当たりの処理能力200kg以上又は火格子面積2m ² 以上の焼却施設)	平成9年12月1日
71の4	産業廃棄物処理施設	
	イ 廃掃法施行令第7条第1、3～6、8、11号に掲げる施設であって、国、地方公共団体、産業廃棄物処理業者が設置するもの	
	うち下記以外の施設	昭和57年1月1日
	うちH9.12.1廃掃法施行令の改正により対象となった施設 ①汚泥(PCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、一時間当たりの処理能力200kg以上又は火格子面積2m ² 以上のもの(湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。) ②廃油(PCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、一時間当たりの処理能力200kg以上又は火格子面積2m ² 以上のもの(海洋汚染防止法第3条第14号に掲げる廃油処理施設を除く。湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。) ③廃プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、火格子面積2m ² 以上のもの(湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。)	平成9年12月1日
	ロ 廃掃法施行令第7条第12～13号に掲げる施設	
	うち下記以外の施設	平成10年6月17日
	廃掃法施行令第7条第13項の分離施設	平成12年10月1日
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンにかかる施設	平成3年10月1日
	ジクロロメタンにかかる施設	平成12年3月1日
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設	
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンにかかる施設	平成3年10月1日
	ジクロロメタンにかかる施設	平成12年3月1日
72	し尿処理施設(処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)	昭和46年6月24日
73	下水道終末処理施設	昭和46年6月24日
74	特定事業場から排出される水の処理施設	昭和46年6月24日
—	指定地域特定施設(処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽)	平成3年4月1日
—	有害物質貯蔵指定施設	平成24年6月1日

資料3 届出施設一覧(府条例)

号番号	届出施設
1	畜産農業の用に供する牛房施設(牛房の総面積が 150m^2 未満の事業場に係るものを除く。)
2	食料品製造業の用に供する施設(第12号に掲げるものを除く。)
	イ 洗淨施設
	ロ 混合施設
	ハ 摩砕施設
3	パルプ・紙・紙加工品の製造業の用に供するコルゲートマシン
4	化学工業の用に供する施設
	イ 洗淨施設
	ロ 反応施設
	ハ 分離施設
	ニ 混合施設
5	石油製品・石炭製品製造業の用に供する施設
	イ 分離施設
	ロ アスファルトプラント
6	窯業・土石製品製造業の用に供する施設
	イ 研摩施設
	ロ 洗淨施設
	ハ 混合施設
	ニ 成型施設
7	鉄鋼業の用に供する廃ガス洗淨施設
8	非鉄金属製造業の用に供する洗淨施設
9	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設
	イ 洗淨施設
	ロ 溶融めっき施設
	ハ 湿式集じん施設
10	水道施設のうち、浄水施設
	イ 沈でん施設
	ロ ろ過施設
11	共同調理場に設置されるちゅう房施設
12	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が 120m^2 未満の事業に係るものを除く。)
13	産業廃棄物処理施設(廃掃法施行令第7条第1、3～6、8、11号に掲げるものに限る。)
14	届出事業場から排出される水の処理施設

※特定事業場内に設置される施設を除く。

資料4 水質基準対象施設一覧(ダイオキシン法)

号番号	水質基準対象施設
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ 硫酸濃縮施設 <input type="checkbox"/> ロ シクロヘキサン分離施設 <input type="checkbox"/> ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ 水洗施設 <input type="checkbox"/> ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ ろ過施設 <input type="checkbox"/> ロ 乾燥施設 <input type="checkbox"/> ハ 廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ ろ過施設 <input type="checkbox"/> ロ 廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジンドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 <input type="checkbox"/> ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 <input type="checkbox"/> ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 <input type="checkbox"/> ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ 廃ガス洗浄施設 <input type="checkbox"/> ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生する煤塵であって、集塵機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ 精製施設 <input type="checkbox"/> ロ 廃ガス洗浄施設 <input type="checkbox"/> ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ ろ過施設 <input type="checkbox"/> ロ 精製施設 <input type="checkbox"/> ハ 廃ガス洗浄施設
15	ダイオキシン類特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの <input type="checkbox"/> イ 廃ガス洗浄施設 <input type="checkbox"/> ロ 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17	フロン類(特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表第1の1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ プラズマ反応施設 <input type="checkbox"/> ロ 廃ガス洗浄施設 <input type="checkbox"/> ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

資料5 有害物質、生活環境項目、指定物質、油一覧

1. 有害物質(水濁法施行令第2条)

カドミウム及びその化合物	1, 2-ジクロロエチレン
シアン化合物	1, 1, 1-トリクロロエタン
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE PNIに限る)	1, 1, 2-トリクロロエタン
	1, 3-ジクロロプロペン
鉛及びその化合物	チウラム
六価クロム化合物	シマジン
砒素及びその化合物	チオベンカルブ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ベンゼン
ポリ塩化ビフェニル	セレン及びその化合物
トリクロロエチレン	ほう素及びその化合物
テトラクロロエチレン	ふっ素及びその化合物
ジクロロメタン	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
四塩化炭素	塩化ビニルモノマー
1, 2-ジクロロエタン	1, 4-ジオキサン
1, 1-ジクロロエチレン	

2. 生活環境項目(水濁法施行令第3条)

水素イオン濃度	亜鉛含有量
生物化学的酸素要求量	溶解性鉄含有量
化学的酸素要求量	溶解性マンガン含有量
浮遊物質	クロム含有量
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	大腸菌群数
フェノール類含有量	窒素含有量
銅含有量	りん含有量

3. 指定物質(水濁法施行令第3条の3)

ホルムアルデヒド	ジクロロボス(DDVP)	ニッケル及びその化合物
ヒドラジン	オキシデプロホス(ESP)	モリブデン及びその化合物
ヒドロキシルアミン	トルエン	アンチモン及びその化合物
過酸化水素	エピクロロヒドリン	塩素酸及びその塩
塩化水素	スチレン	臭素酸及びその塩
水酸化ナトリウム	キシレン	クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く)
アクリロニトリル	パラ-ジクロロベンゼン	マンガン及びその化合物
水酸化カリウム	フェノブカルブ(BPMC)	鉄及びその化合物
アクリルアミド	プロピザミド	銅及びその化合物
アクリル酸	クロロタロニル(TPN)	亜鉛及びその化合物
次亜塩素酸ナトリウム	フェントロチオン(MEP)	フェノール類及びその塩類
二硫化炭素	イプロベンホス(IBP)	ヘキサメチレンテトラミン
酢酸エチル	イソプロチオラン	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩(LAS)
メチル-ターシャリ-ブチルエーテル(MTBE)	ダイアジノン	アニリン
硫酸	イソキサチオン	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びその塩
ホスゲン	クロロニトロフェン(CNP)	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)及びその塩
1, 2-ジクロロプロパン	クロルピリホス	
クロルスルホン酸	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	
塩化チオニル	アラニカルブ	
クロロホルム	クロルデン	
硫酸ジメチル	臭素	
クロルピクリン	アルミニウム及びその化合物	

4. 油(水濁法施行令第3条の4)

・原油 ・重油 ・潤滑油 ・軽油 ・灯油 ・揮発油 ・動植物油

資料6 排水基準

1. 一律排水基準

＜排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第1、第2＞

水質汚濁防止法において、全国一律の排水基準が定められています。

大阪府では、上乗せ条例により、上水道水源地域(資料編P.23 2 (3)地域区分参照)にはより厳しい上乗せ排水基準を設定しています。

(1)有害物質

項目	単位	許容限度(mg/L)
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03
シアン化合物	mg/L	1
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る)	mg/L	1
鉛及びその化合物	mg/L	0.1
六価クロム化合物	mg/L	0.2
砒素及びその化合物	mg/L	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02
チウラム	mg/L	0.06
シマジン	mg/L	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L	(海域以外)10 (海域)230
ふっ素及びその化合物	mg/L	(海域以外)8 (海域)15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物※	mg/L	100
1, 4-ジオキサン	mg/L	0.5
備考		
・「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)」により検定した場合における検出値によるものとする。 ・「検出されないこと。」とは上記の検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 ・砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 ※アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量		

(2)生活環境項目

項目	単位	許容限度
水素イオン濃度	—	(海域以外)5.8~8.6 (海域)5.0~9.0
生物化学的酸素要求量	mg/L	160(日間平均120)
化学的酸素要求量	mg/L	160(日間平均120)
浮遊物質	mg/L	200(日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	(鉱油類含有量)5 (動植物油脂類含有量)30
フェノール類含有量	mg/L	5
銅含有量	mg/L	3
亜鉛含有量	mg/L	2
溶解性鉄含有量	mg/L	10
溶解性マンガン含有量	mg/L	10
クロム含有量	mg/L	2
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均3,000
窒素含有量	mg/L	120(日間平均60)
りん含有量	mg/L	16(日間平均8)
備考		
<p>・「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>・この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>・水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>・水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>・生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>・窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>・燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>		

2. 上乗せ排水基準

(1) 有害物質

＜排水基準を定める省令別表第1、上乗せ条例別表第1号の表、第2号の表＞

有害物質に係る排水基準は排水量の規模に関わらず適用されます。

大阪府では、上乗せ条例により、上水道水源地域(資料編P.23 2 (3)地域区分参照)や海域にはより厳しい上乗せ排水基準を設定しています。

は上乗せ条例により設定された基準です。

(単位:mg/L)

項 目	地 域	上水道水源地域	
		上水道水源地域	その他の地域 海域以外 海域
カドミウム及びその化合物		0.003	0.03
シアン化合物		検出されないこと	1
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)		検出されないこと	1
鉛及びその化合物		0.01	0.1
六価クロム化合物		0.02	0.2
砒素及びその化合物		0.01	0.1
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物		0.0005	0.005
アルキル水銀化合物		検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと	0.003
トリクロロエチレン		0.01	0.1
テトラクロロエチレン		0.01 ^{※1}	0.1
ジクロロメタン		0.02	0.2
四塩化炭素		0.002	0.02
1,2-ジクロロエタン		0.004	0.04
1,1-ジクロロエチレン		0.1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04	0.4
1,1,1-トリクロロエタン		1	3
1,1,2-トリクロロエタン		0.006	0.06
1,3-ジクロロプロペン		0.002	0.02
チウラム		0.006	0.06
シマジン		0.003	0.03
チオベンカルブ		0.02	0.2
ベンゼン		0.01	0.1
セレン及びその化合物		0.01	0.1
ほう素及びその化合物		1 ^{※2}	10 10
ふっ素及びその化合物		0.8 ^{※2}	8 15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)		10 ^{※3}	100
1,4-ジオキサン		0.05	0.5

☆上水道水源地域であっても、次の場合は上水道水源地域に係る上乗せ排水基準は適用されず、表中のその他の地域に係る排水基準が適用されます。

※1 テトラクロロエチレン

洗濯業の用に供する洗浄施設を設置する特定事業場で、1日あたりの平均的な排水の量が10m³未満のもの

※2 ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。))を利用するものに限る。)に属する特定事業場

※3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

し尿浄化槽を設置する特定事業場であって、平成13年7月1日現在の特定施設を平成14年4月1日において設置しているもの(設置する工事をしているものを含む。)が、し尿処理施設に係る排水を排出する排出口から排出する水

(2)生活環境項目

大阪府では水濁法の一貫排水基準よりも厳しい上乗せ排水基準を設定しています。

上乗せ排水基準は、大阪府域をA～Dの4つの地域(資料編P.23 2 (3)地域区分参照)に区分し、その地域ごと、既設特定事業場・新設特定事業場に区分し(資料編P.25 2 (4)新設既設の特定事業場の区分参照)、業種、日平均排水量別に設定されています。

1)BOD、COD、SS

[A地域]

<排水基準を定める省令別表第2、上乗せ条例別表第3号、第4号の表>

区分	日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)		
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
既設特定事業場	食料品製造業、飲料・飼料製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上200未満	60	80	60	80	80	100
		200以上1000未満	45	60	45	60	70	90
		1,000以上5,000未満	30	40	30	40	60	80
		5,000以上	25	30	25	30	50	65
	繊維工業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上200未満	80	100	80	100	100	120
		200以上1000未満	50	65	50	65	70	90
		1,000以上5,000未満	35	45	35	45	60	80
		5,000以上	25	30	25	30	50	60
	パルプ・紙・紙加工製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上1,000未満	80	100	80	100	120	150
		1,000以上5,000未満	50	65	50	65	90	110
		5,000以上	30	40	30	40	60	80
	化学工業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上200未満	80	100	80	100	100	120
		200以上1000未満	50	65	50	65	70	90
		1,000以上5,000未満	35	45	35	45	50	65
		5,000以上	25	30	25	30	30	40
	石油製品又は石炭製品製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
50以上500未満		50	65	50	65	120	150	
500以上5,000未満		30	40	30	40	80	100	
5,000以上		10	15	10	15	40	50	
なめし皮・同製品・毛皮製造業、死亡獣畜取扱業、と畜場、畜産農業又は家畜飼養施設を設置するサービス業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200	
	50以上	120	150	120	150	120	150	
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200	
	50以上200未満	50	65	50	65	100	120	
	200以上2,000未満	30	40	30	40	70	90	
	2,000以上5,000未満	20	25	20	25	60	80	
5,000以上	10	15	10	15	40	50		
	50	65	50	65	150	200		
ガス業	50以上	50	65	50	65	50	65	
	30以上50未満	120	150	120	150	150	200	
洗濯業	50以上	100	120	100	120	120	150	
	30以上50未満	120	150	120	150	150	200	
その他の業種	50以上200未満	60	80	60	80	100	120	
	200以上1,000未満	40	50	40	50	80	100	
	1,000以上5,000未満	25	30	25	30	60	80	
	5,000以上	20	25	20	25	40	50	
	30以上200未満	15	20	15	20	50	65	
新設特定事業場	すべての業種	200以上5,000未満	10	15	10	15	30	40
		5,000以上	5	10	5	10	20	25

★下水道処理区域に所在する既設特定事業場について

下水道処理区域に所在する既設特定事業場の排水水についての上乗せ排水基準は、上の表の規定にかかわらず次の表に掲げるとおりとします。ただし、次の表の許容限度の数値が上の表に掲げる許容限度の数値より大きい場合にあっては、上の表に掲げるとおりとします。

区分	日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)		
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
既設特定事業場	すべての業種(下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用)	30以上	20	25	20	25	70	90

上乗せ排水基準は、大阪府域をA～Dの4つの地域(資料編P.23 2 (3)地域区分参照)に区分し、その地域ごと、既設特定事業場・新設特定事業場に区分し(資料編P.25 2 (4)新設既設の特定事業場の区分参照)、業種、日平均排水量別に設定されています。

【B地域】

＜排水基準を定める省令別表第2、上乗せ条例別表第3号、第4号の表＞

区分	日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)		
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
既設特定事業場	食料品製造業、飲料・飼料製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上200未満	80	100	80	100	100	120
		200以上1000未満	60	80	60	80	80	100
		1,000以上5,000未満	30	40	30	40	60	80
		5,000以上	25	30	25	30	50	65
	繊維工業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上200未満	100	120	100	120	120	150
		200以上1000未満	70	90	70	90	100	120
		1,000以上5,000未満	40	50	40	50	70	90
		5,000以上	25	30	25	30	50	65
	パルプ・紙・紙加工製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上1,000未満	80	100	80	100	120	150
		1,000以上5,000未満	50	65	50	65	90	110
		5,000以上	30	40	30	40	60	80
	化学工業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上200未満	80	100	80	100	100	120
		200以上1000未満	60	80	60	80	80	100
		1,000以上5,000未満	40	50	40	50	60	80
		5,000以上	30	40	30	40	40	50
	石油製品又は石炭製品製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
50以上500未満		50	65	50	65	120	150	
500以上5,000未満		30	40	30	40	80	100	
5,000以上		10	15	10	15	40	50	
なめし皮・同製品・毛皮製造業、死亡獣畜取扱業、と畜場、畜産農業又は家畜飼養施設を設置するサービス業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200	
	50以上	120	150	120	150	120	150	
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200	
	50以上200未満	60	80	60	80	120	150	
	200以上2,000未満	35	45	35	45	70	90	
	2,000以上5,000未満	20	25	20	25	60	80	
	5,000以上	10	15	10	15	40	50	
ガス業	30以上50未満	50	65	50	65	150	200	
	50以上	50	65	50	65	50	65	
洗濯業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200	
	50以上	100	120	100	120	120	150	
その他の業種	30以上50未満	120	150	120	150	150	200	
	50以上200未満	80	100	80	100	120	150	
	200以上1,000未満	50	65	50	65	90	110	
	1,000以上5,000未満	30	40	30	40	70	90	
	5,000以上	25	30	25	30	60	80	
新設特定事業場	すべての業種	30以上200未満	20	25	20	25	50	65
		200以上5,000未満	15	20	15	20	50	65
		5,000以上	5	10	5	10	20	25

★下水道処理区域に所在する既設特定事業場について

下水道処理区域に所在する既設特定事業場の排水についての上乗せ排水基準は、上の表の規定にかかわらず次の表に掲げるとおりとします。ただし、次の表の許容限度の数値が上の表に掲げる許容限度の数値より大きい場合にあっては、上の表に掲げるとおりとします。

区分	日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)		
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
既設特定事業場	すべての業種(下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用)	30以上	20	25	20	25	70	90

上乗せ排水基準は、大阪府域をA～Dの4つの地域(資料編P.23 2 (3)地域区分参照)に区分し、その地域ごと、既設特定事業場・新設特定事業場に区分し(資料編P.25 2 (4)新設既設の特定事業場の区分参照)、業種、日平均排水量別に設定されています。

【C地域】

＜排水基準を定める省令別表第2、上乗せ条例別表第3号、第4号の表＞

区分	日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)		
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
既設特定事業場	食料品製造業、飲料・飼料製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上200未満	100	120	100	120	120	150
		200以上1000未満	70	90	70	90	100	120
		1,000以上5,000未満	35	45	35	45	60	80
		5,000以上	25	30	25	30	50	65
	繊維工業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上200未満	100	120	100	120	120	150
		200以上1000未満	80	100	80	100	100	120
		1,000以上5,000未満	50	65	50	65	70	90
		5,000以上	25	30	25	30	50	65
	パルプ・紙・紙加工製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上1,000未満	100	120	100	120	120	150
		1,000以上5,000未満	60	80	60	80	90	110
		5,000以上	30	40	30	40	60	80
	化学工業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上200未満	100	120	100	120	120	150
		200以上1000未満	80	100	80	100	100	120
		1,000以上5,000未満	50	65	50	65	70	90
	石油製品又は石炭製品製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上500未満	50	65	50	65	120	150
500以上5,000未満		30	40	30	40	80	100	
5,000以上		10	15	10	15	40	50	
なめし皮・同製品・毛皮製造業、死亡獣畜取扱業、と畜場、畜産農業又は家畜飼養施設を設置するサービス業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200	
	50以上	120	150	120	150	120	150	
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200	
	50以上200未満	60	80	60	80	120	150	
	200以上2,000未満	40	50	40	50	80	100	
	2,000以上5,000未満	20	25	20	25	60	80	
ガス業	30以上50未満	50	65	50	65	150	200	
	50以上	50	65	50	65	50	65	
	30以上50未満	120	150	120	150	150	200	
洗濯業	50以上	100	120	100	120	120	150	
	30以上50未満	120	150	120	150	150	200	
その他の業種	50以上200未満	80	100	80	100	120	150	
	200以上1,000未満	60	80	60	80	100	120	
	1,000以上5,000未満	40	50	40	50	80	100	
	5,000以上	30	40	30	40	70	90	
	30以上200未満	20	25	20	25	50	65	
新設特定事業場	すべての業種	200以上5,000未満	20	25	20	25	50	65
		5,000以上	5	10	5	10	20	25

★下水道処理区域に所在する既設特定事業場について

下水道処理区域に所在する既設特定事業場の排水についての上乗せ排水基準は、上の表の規定にかかわらず次の表に掲げるとおりとします。ただし、次の表の許容限度の数値が上の表に掲げる許容限度の数値より大きい場合にあっては、上の表に掲げるとおりとします。

区分	日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)		
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
既設特定事業場	すべての業種(下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用)	30以上	20	25	20	25	70	90

上乗せ排水基準は、大阪府域をA～Dの4つの地域(資料編P.23 2 (3)地域区分参照)に区分し、その地域ごと、既設特定事業場・新設特定事業場に区分し(資料編P.25 2 (4)新設既設の特定事業場の区分参照)、業種、日平均排水量別に設定されています。

【D地域】

<排水基準を定める省令別表第2、上乗せ条例別表第3号、第4号の表>

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定 事業場	食料品製造業、飲料・飼料製造業	30以上	25	30	25	30	50	65
	繊維工業	30以上	25	30	25	30	50	65
	パルプ・紙・紙加工製造業	30以上	25	30	25	30	60	80
	化学工業	30以上	25	30	25	30	20	25
	石油製品又は石炭製品製造業	30以上5,000未満	25	30	25	30	40	50
		5,000以上	10	15	10	15	30	40
	なめし皮・同製品・毛皮製造業、死亡獣畜取扱業、と畜場、畜産農業又は家畜飼養施設を設置するサービス業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上	120	150	120	150	120	150
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業	30以上2,000未満	25	30	25	30	40	50
		2,000以上5,000未満	20	25	20	25	35	45
		5,000以上	10	15	10	15	30	40
	ガス業	30以上50未満	50	65	50	65	150	200
		50以上	50	65	50	65	50	65
	洗濯業	30以上50未満	120	150	120	150	150	200
		50以上	100	120	100	120	120	150
その他の業種	30以上5,000未満	25	30	25	30	60	80	
	5,000以上	15	20	15	20	40	50	
新設特定 事業場	すべての業種	30以上200未満	20	25	20	25	20	25
		200以上5,000未満	15	20	15	20	20	25
		5,000以上	5	10	5	10	10	15

☆下水道処理区域に所在する既設特定事業場について

下水道処理区域に所在する既設特定事業場の排水についてのの上乗せ排水基準は、上の表の規定にかかわらず次の表に掲げるとおりとします。ただし、次の表の許容限度の数値が上の表に掲げる許容限度の数値より大きい場合にあっては、上の表に掲げるとおりとします。

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定 事業場	すべての業種(下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用)	30以上	20	25	20	25	70	90

【共同処理施設を設置する特定事業場】

上乗せ排水基準は、大阪府域をA～Dの4つの地域(資料編P.23 2 (3)地域区分参照)に区分し、その地域ごと、既設特定事業場・新設特定事業場に区分し(資料編P.25 2 (4)新設既設の特定事業場の区分参照)、業種、日平均排水量別に設定されています。

＜排水基準を定める省令別表第2、上乗せ条例別表第3号、第4号の表＞

■A地域

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定事業場	すべての業種	30以上1,000未満	40	50	40	50	80	100
		1,000以上10,000未満	30	40	30	40	70	90
		10,000以上	20	25	20	25	60	80
新設特定事業場	すべての業種	30以上	20	25	20	25	50	70

■B地域

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定事業場	すべての業種	30以上1,000未満	60	80	60	80	100	120
		1,000以上10,000未満	50	65	50	65	90	110
		10,000以上	30	40	30	40	70	90
新設特定事業場	すべての業種	30以上	20	25	20	25	50	70

■C地域

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定事業場	すべての業種	30以上1,000未満	100	120	100	120	120	150
		1,000以上10,000未満	80	100	80	100	110	130
		10,000以上	40	50	40	50	80	100
新設特定事業場	すべての業種	30以上	20	25	20	25	50	70

■D地域

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定事業場	すべての業種	30以上10,000未満	25	30	25	30	65	85
		10,000以上	20	25	20	25	60	80
新設特定事業場	すべての業種	30以上	20	25	20	25	50	70

【A～D地域の基準が適用されない場合】

＜排水基準を定める省令別表第2、上乘せ条例別表第3号、第4号の表、附則（平成6年条例第39号）6＞

以下の場合には地域ごとに設定した排水基準ではなく、次に示す排水基準が適用されますのでご注意ください。

このページにおける既設特定事業場・新設特定事業場の区分は資料編P.25 2 (4)新設既設の特定事業場の区分とは異なりますのでご注意ください。

☆し尿処理施設を設置する特定事業場 (特定施設として72号し尿処理施設のみを設置している特定事業場)

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定事業場	し尿処理施設を平成6年11月1日において設置している特定事業場(設置の工事をしていないものを含む)	30以上	30	※1 160	※2 120	※2 160
新設特定事業場	上記以外の特定事業場	30以上	20	※1 160	20	※2 160

☆下水道終末処理施設を設置する特定事業場 (特定施設として73号下水道終末処理施設のみを設置している特定事業場)

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
平成6年11月1日において設置している特定事業場(設置の工事をしていないものを含む)		30以上	20	※1 160	※2 120	※2 160	70	※3 200
上記以外の特定事業場		30以上	20	※1 160	20	※2 160	70	※3 200

☆指定地域特定施設を設置する特定事業場 (特定施設として指定地域特定施設のみを設置している特定事業場)

区分		日平均排水量(m ³)	BOD(mg/L)		COD(mg/L)	
			日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定事業場	平成6年11月1日において設置している特定事業場(設置の工事をしていないものを含む)	30以上1,000未満	合併処理浄化槽 40	※1 160	※2 120	※2 160
			単独処理浄化槽 90	※1 160	※2 120	※2 160
		1,000以上	30	※1 160	30	※2 160
新設特定事業場	上記以外の特定事業場	30以上	30	※1 160	30	※2 160

※1: 日平均排水量50m³以上の工場又は事業場から海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用されます。

※2: 日平均排水量50m³以上の工場又は事業場から海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用されます。

※3: 日平均排水量50m³以上の工場又は事業場に限って適用されます。

【特定海水使用特定事業場】

＜排水基準を定める省令別表第2、上乗せ条例別表第3号の表＞

「特定海水使用特定事業場」とは、港湾法第2条第3項に規定する港湾区域又は府の区域に属する海域の水を採取して使用する特定事業場で、当該水の1日当たりの平均的な使用量が1,000m³以上であるものをいいます。

上乗せ排水基準は、既設特定事業場・新設特定事業場に区分し(資料編P.25 2 (4)新設既設の特定事業場の区分参照)、業種、日平均排水量別に設定されています。

■BOD、COD

(単位:mg/L)

区分		日平均排水量(m ³)	大阪市の区域		大阪市の区域以外の地域		
			日間平均	最大	日間平均	最大	
既設特定 事業場	化学工業	5,000未満	23	28	20	25	
		5,000以上10,000未満	21	26	18	23	
		10,000以上20,000未満	19	24	16	21	
		20,000以上50,000未満	17	22	14	19	
		50,000以上200,000未満	13	18	10	15	
		200,000以上	10	15	7	13	
	鉄鋼業	5,000未満	12	17	9	14	
		5,000以上	10	15	7	13	
	ガス業	5,000未満	31	40	28	38	
		5,000以上10,000未満	28	38	25	30	
		10,000以上20,000未満	23	28	20	25	
		20,000以上50,000未満	18	23	15	20	
		50,000以上200,000未満	11	16	8	14	
		200,000以上	10	15	7	13	
	その他の業種	5,000未満	13	18	10	15	
		5,000以上10,000未満	12	17	9	14	
		10,000以上20,000未満	11	16	8	14	
		20,000以上50,000未満	10	15	7	13	
		50,000以上	9	14	6	12	
	新設特定 事業場	全ての業種		5	10	5	10

■SS

特定海水使用特定事業場に係る個別の排水基準は設定されていないので、A～Dの地域ごとに設定された排水基準をご確認ください。

2)その他の項目

<排水基準を定める省令別表第1、上乘せ条例別表第5号、第6号の表>

■ノルマルヘキサン抽出物質含有量

(単位:mg/L)

区分		日平均排水量(m ³)	上水道水源地域及びD地域		左記以外	
			鉱油類含有量	動植物油脂類含有量	鉱油類含有量	動植物油脂類含有量
既設特定事業場	すべての業種	30以上1,000未満	4	20	5	30
		1,000以上5,000未満	3	15	4	20
		5,000以上	2	10	3	10
新設特定事業場		30以上1,000未満	3	10	4	10
		1,000以上5,000未満	2	10	3	10
		5,000以上	1	5	2	5

■pH等

(単位:pH(-)、大腸菌群数(個/cm³)、その他の項目(mg/L))

区分		日平均排水量(m ³)	
		30以上50未満	50以上
pH	すべての業種	5.8~8.6	
フェノール類含有量		新設 1 既設 D地域 2 D地域以外 5	
銅含有量		3	
亜鉛含有量		2	
溶解性鉄含有量		10	
溶解性マンガン含有量		10	
クロム含有量		2	
大腸菌群数		(日間平均)3,000	
窒素含有量		—	(日間平均)60 (最大)120
りん含有量		—	(日間平均)8 (最大)16

※既設特定事業場・新設特定事業場に区分は資料編P.25 2 (4)新設既設の特定事業場の区分参照

(3) 地域区分

< 上乗せ条例別表第3号備考4～8 >

■ A地域

- 1 天王川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 2 箕面川合流点から上流の猪名川及び箕面川並びにこれらに流入する公共用水域(猪名川上流水域)に係る地域
- 3 千歳橋下流端から上流の安威川及びこれに流入する公共用水域(安威川上流水域)に係る地域
- 4 西日本旅客鉄道株式会社阪和線大和川橋りょう下流端から上流の大和川及びこれに流入する公共用水域(石川及びこれに流入する公共用水域(石川水域)を除く。)並びに大阪狭山市に位置する副池及びこれから上流の西除川並びにこれらに流入する公共用水域(大和川上流水域)に係る地域

■ B地域

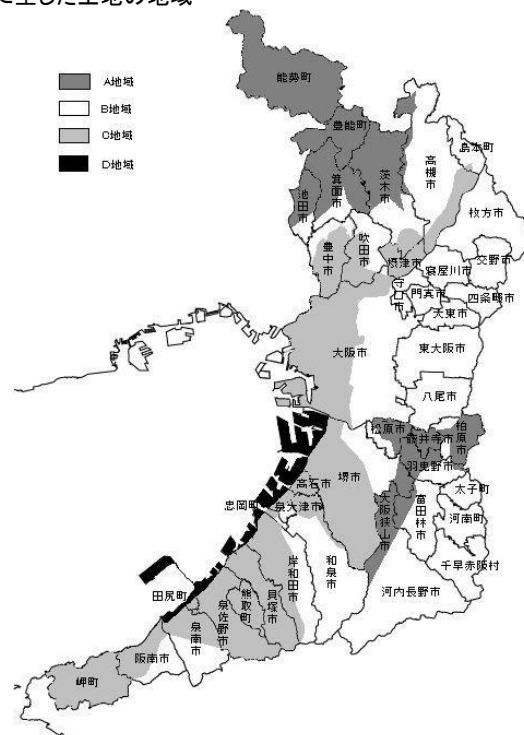
- 1 猪名川及びこれに流入する公共用水域(猪名川上流水域を除く。)(猪名川下流水域)に係る地域
- 2 安威川及びこれに流入する公共用水域(安威川上流水域を除く。)(安威川下流水域)に係る地域
- 3 淀川水域に係る地域
- 4 寝屋川及び城北川並びにこれらに流入する公共用水域(淀川水域及び大和川上流水域を除く。)(寝屋川水域)に係る地域
- 5 石川水域に係る地域
- 6 大和川及びこれに流入する公共用水域(石川水域及び大和川上流水域を除く。)(大和川下流水域)に係る地域
- 7 府道堺阪南線大津川橋下流端から上流の大津川及び泉南市男里水源地から上流の男里川並びにこれらに流入する公共用水域(以下「泉州上流地域」という。)に係る地域

■ C地域

- 1 神崎川及び神崎川派川並びにこれらに流入する公共用水域(猪名川下流水域、安威川下流水域及び淀川水域を除く。)(神崎川水域)に係る地域
- 2 淀川大堰から下流の淀川、正蓮寺川、旧淀川、旧淀川派川及び港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項に規定する港湾区域(大阪港の区域に属するものに限る。)並びにこれらに流入する公共用水域(神崎川水域、淀川水域、寝屋川水域及び大和川下流水域を除く。)に係る地域
- 3 堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、泉北郡及び泉南郡の区域(大和川上流水域及び大和川下流水域に係る地域、泉州上流地域並びにD地域に掲げる地域を除く。)

■ D地域

- 1 堺市の区域のうち築港八幡町、築港南町、大浜西町、出島西町、石津西町、築港新町1丁、築港新町2丁、築港新町3丁、築港浜寺町、浜寺公園町1丁、浜寺公園町2丁、浜寺公園町3丁、浜寺公園町4丁及び築港浜寺西町の区域
- 2 高石市の区域のうち高砂1丁目、高砂2丁目、高砂3丁目、羽衣公園丁、高師浜丁及び南高砂の区域
- 3 泉大津市の区域のうち臨海町1丁目、臨海町2丁目、臨海町3丁目、小津島町、新港町、なざさ町及び府道大阪臨海線以西の汐見町(98番地及び98番地の4を除く。)の区域
- 4 泉北郡忠岡町の区域のうち新浜の区域
- 5 岸和田市の区域のうち木材町、新港町、臨海町、地藏浜町及び港緑町の区域
- 6 貝塚市の区域のうち港、二色1丁目、二色2丁目、二色3丁目、二色4丁目、二色南町、二色中町及び二色北町の区域
- 7 泉佐野市の区域のうち住吉町、新浜町、りんくう往来北、りんくう往来南及び泉州空港北の区域
- 8 泉南郡田尻町の区域のうちりんくうポート北、りんくうポート南及び泉州空港中の区域
- 9 泉南市の区域のうちりんくう南浜及び泉州空港南の区域
- 10 前各号に掲げる区域を除く地域であって、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定による埋立の免許又は同法第42条第1項の規定による埋立の承認を受けた海面(府の区域(大阪市の区域を除く。)に属する海面に限る。)において当該埋立により昭和49年11月1日以降新たに生じた土地の地域



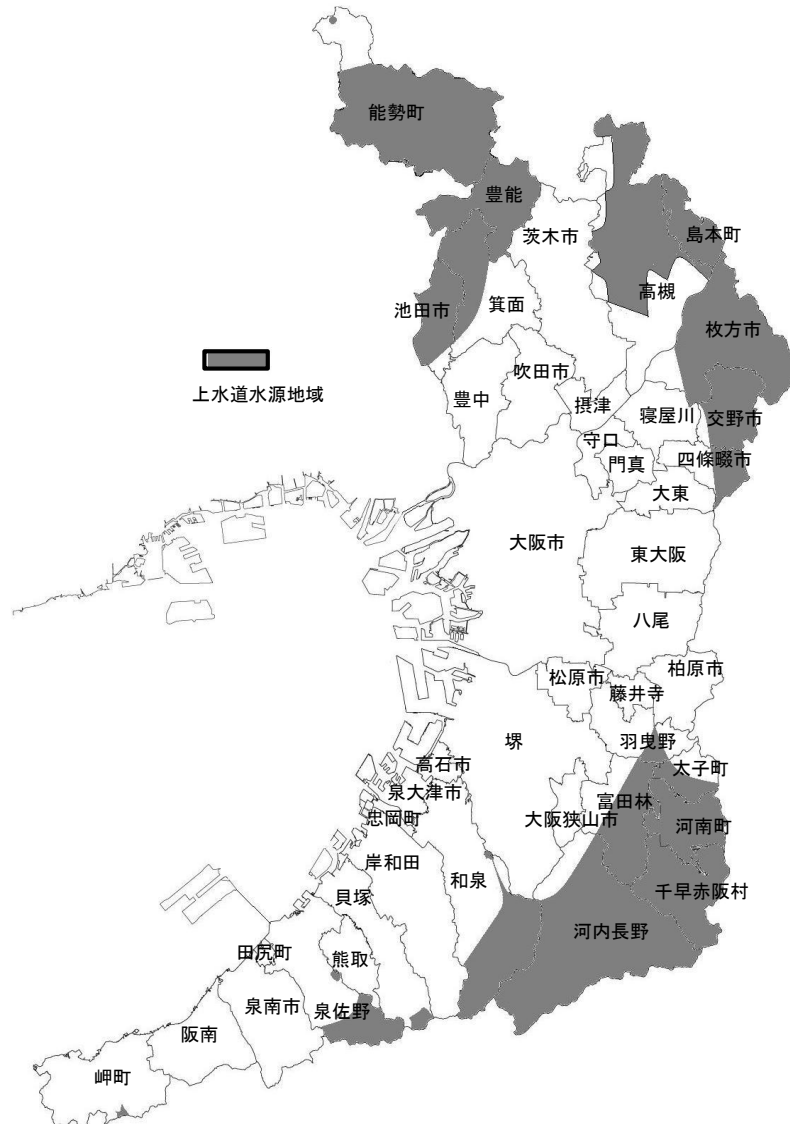
■上水道水源地域

<上乗せ条例別表第1号備考2、3>

水道事業(水道法第3条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)又は同条第4項に規定する水道用水供給事業のための原水として取水している公共用水域に係る地域で、次に掲げる地域をいう。

(令和5年4月現在)

- 1 豊能郡能勢町天王簡易水道取水地点から上流の公共用水域に係る地域
- 2 軍行橋下流端から上流の猪名川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 3 箕面市箕面浄水場取水地点から上流の箕面川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 4 淀川大堰から上流の淀川及びこれに流入する公共用水域(以下「淀川水域」という。)に係る地域
- 5 近畿日本鉄道株式会社南大阪線石川橋橋りょう下流端から上流の石川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 6 堺市及び和泉市に位置する光明池並びにこれに流入する公共用水域に係る地域
- 7 貝塚市蕎原浄水施設取水地点から上流の公共用水域に係る地域
- 8 泉佐野市に位置する大池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 9 泉佐野市に位置する稲倉池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 10 泉南郡岬町に位置する逢帰ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域



(4)新設・既設の特定事業場の区分

大阪府では上乗せ排水基準を設定しています。

上乗せ排水基準は、特定事業場の設置時期によって異なります。

区分	該当要件
既設特定事業場	1 昭和49年11月1日現在の特定施設(指定地域特定施設を除く。)を、同日において設置している特定事業場(設置の工事を行っているものを含む。) 2 平成6年11月1日現在の特定施設(1に掲げるものを除く。)のみを、同日において設置している特定事業場(設置の工事を行っているものを含む。)
新設特定事業場	既設の特定事業場以外の特定事業場

※ この排水基準の新設・既設の区分は BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質含有量について適用されます。

※ 特定施設に指定された日については「特定施設等一覧」の対象となった日(資料編 P.2)を参照してください。

※ し尿処理施設、指定地域特定施設のみを設置する特定事業場に関わる区分については資料編 P.20 を参照。

一律排水基準及び上乘せ排水基準を達成することが困難な一部の業種に対して、暫定排水基準が設定されています。

■六価クロム及びその化合物

法令区分	業種その他の区分	日平均排水量(m ³)	暫定排水基準(mg/L)	適用期間	(参考)一律・上乘せ排水基準
法	電気めっき業 [※]	排水量に関わらず全ての特定事業場に適用	0.5	R6.4.1～ R9.3.31	上水道水源地域 0.02 それ以外の地域 0.2

※ 同時に他の業種その他の区分に属する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、排水基準は最大の許容限度のものを適用する。

■ほう素及びその化合物

法令区分	業種その他の区分	日平均排水量(m ³)	暫定排水基準(mg/L)	適用期間	(参考)一律・上乘せ排水基準(mg/L)
法 海 域 排 出 外 す の 公 共 用 水 域 に	電気めっき業	排水量に関わらず全ての特定事業場に適用	30 ^{※1}	R4.7.1～ R7.6.30	上水道水源地域 1 上水道水源地域以外 10
	ほうろう鉄器製造業		40 ^{※1}		
	金属鋳業		100 ^{※1}		
法	下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。)を利用するものに限る。)に属する特定事業場(下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れており、一定の条件 ^{※2} に該当するものに限る。)		40 ^{※1}	当分の間	
	旅館業(1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。)		300 ^{※1、※3}	R5.4.1～ R8.3.31	
条 例 (海 域 に 排 出 す る)	旅館業(1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。)		500 ^{※1、※3}		
	ほうろう鉄器製造業		40		
	電気めっき業		30		
	金属鋳業		100		
	下水道業(旅館業(温泉を利用するものに限る。)に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定のもの ^{※4} に限る。)		40		
法	旅館業(1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。)	300			
	旅館業(1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。)	500			

※1 同時に他の業種その他の区分に属する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、排水基準は最大の許容限度のものを適用する。

※2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$(\sum Ci \cdot Qi) \div Q$$

この式において、Ci、Qi及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ci 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値(mg/L)

Qi 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量(m³/日)

Q 当該下水道から排出される排出水の通常量(m³/日)

※3 ほう素濃度(mg/L) = メタほう酸(mg/kg) × 密度(g/cm³) × 0.2467 + メタほう酸イオン(mg/kg) × 密度(g/cm³) × 0.2525
(温泉法に基づく温泉成分分析結果を基に算定可能)

※4 「一定のもの」とは、特定事業場であって、次の算式により計算された値が10を超えるものをいう。

$$(\sum Ci \cdot Qi) \div Q$$

この式において、Ci、Qi及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ci 当該下水道終末処理施設を設置している特定事業場(以下「当該下水道」という。)に水を排出する旅館業に属する特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値(mg/L)

Qi 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常量(m³/日)

Q 当該下水道から排出される排出水の通常量(m³/日)

■ふっ素及びその化合物

法令区分	業種その他の区分	日平均排水量(m ³)	暫定排水基準 [※] (mg/L)	適用期間	(参考)一律・上乘せ排水基準(mg/L)
水() 域() 海() 域() に() 排() 出() す() る() 公() 共() 用()	ほうろう鉄器製造業	排水量に関わらず全ての特定事業場に適用	12	R4.7.1～ R7.6.30	上水道水源地域 0.8 海域以外に 排出されるもの 8 海域に 排出されるもの 15
	電気めっき業		15		
	旅館業(水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。)の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものに限る。)		50以上	15	
法	電気めっき業	50未満	40	R4.7.1～ R7.6.30	
	旅館業(温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。))を除く。)を利用するものに限る。)	50未満 又は 改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するもの	30	当分の間	
	旅館業(温泉(自然に湧出しているものに限る。))を利用するもの		50		
条例に() 排() 出() す() る() 水() 道() 水() 源() 地()	旅館業(水質汚濁防止法施行令及び改正政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するものに限る。)	30以上50未満	15	R5.4.1～ R8.3.31	
条例に() 排() 出() す() る() 他() の() 地() 域()	電気めっき業				

※ 同時に他の業種その他の区分に属する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、排水基準は最大の許容限度のものを適用する。

■アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

法令区分	業種その他の区分	日平均排水量(m ³)	暫定排水基準 ^{※1} (mg/L)	適用期間	(参考)一律・上乘せ排水基準(mg/L)
法	畜産農業(水濁法施行令別表第1第1号の2口牛房施設を有するものに限る。)	排水量に関わらず全ての特定事業場に適用	300	R4.7.1～ R7.6.30	上水道水源地域 10 上水道水源地域以外 100
	畜産農業(水濁法施行令別表第1第1号の2イ豚房施設を有するものに限る。)		400		
	ジルコニウム化合物製造業		350	R4.7.1～ R7.6.30 (条例の適用期間: R5.4.1～ R8.3.31 ^{※2})	
	モリブデン化合物製造業		1350		
	バナジウム化合物製造業		1650		
	貴金属製造・再生業		2800		
条例	畜産農業 ^{※3}	300	R5.4.1～ R8.3.31		
下水道業(上水道水源地域に排水を排出するものに限る。) ^{※1}	18				

※1 平成13年7月1日現在の特定施設(水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設をいう。以下同じ。)を平成17年4月1日(食料品製造業及び下水道業にあつては、平成14年4月1日)において設置しているもの(設置の工事をしているものを含む。)に限る。

※2 同時に他の業種その他の区分に属する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、排水基準は最大の許容限度のものを適用する。

※3 (条例による届出施設になっているのは牛房施設(牛房の総面積が150m²未満の事業場に係るものを除く))

■亜鉛含有量

法令区分	業種その他の区分	日平均排水量 (m ³)	暫定排水基準 (mg/L)	適用期間	(参考)一律・上乘せ排水基準
法	電気めっき業	50以上	4 ^{※1}	R3.12.11～ R6.12.10	2
条例	電気めっき業 ^{※3}	30以上50未満	4	R5.4.1～ R8.3.31	

※1 同時に他の業種その他の区分に属する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、排水基準は最大の許容限度のものを適用する。

※2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えることをいう。

$$\sum Ci \cdot Qi \div Q$$

この式において、Ci、Qi及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ci 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常の値 (mg/L)

Qi 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量 (m³/日)

Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量 (m³/日)

※3 平成20年4月1日に現に特定施設を設置している場合に限る。

■窒素含有量

法令区分	業種その他の区分	日平均排水量 (m ³)	暫定排水基準 [※] (mg/L)		適用期間	(参考)一律排水基準 (mg/L) <上乘せ排水基準なし>	
			日間平均	最大		日間平均	最大
法	天然ガス鉱業	50以上(瀬戸内海に流入する公共用水域に排出するものに限る)	150	160	R5.10.1 ～R10.9.30	60	120
	畜産農業(水濁法施行令別表1第1号の2イ豚房施設を有するものに限る。)		110	130			
	酸化コバルト製造業		100	200			
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業(バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)		3100	4100			

※ 同時に他の業種その他の区分に属する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、排水基準は最大の許容限度のものを適用する。

■りん含有量

法令区分	業種その他の区分	日平均排水量 (m ³)	暫定排水基準 [※] (mg/L)		適用期間	(参考)一律排水基準 (mg/L) <上乘せ排水基準なし>	
			日間平均	最大		日間平均	最大
法	畜産農業(水濁法施行令別表1第1号の2イ豚房施設を有するものに限る。)	50以上(瀬戸内海に流入する公共用水域に排出するものに限る)	18	22	R5.10.1 ～R10.9.30	8	16

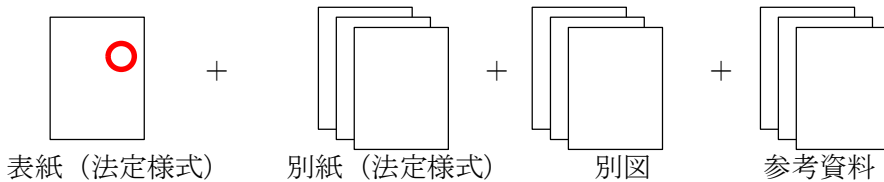
※ 同時に他の業種その他の区分に属する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、排水基準は最大の許容限度のものを適用する。

資料7 設置・構造等変更に係る届出書（申請書）の記載要領

- ・届出要件や届出の種類については、「水質汚濁防止関係法令のしおり（事業者向け）」をご確認下さい。
- ・資料編「資料1用語の定義」も併せてご確認ください。

(1) 申請・届出書の構成

申請書・届出書は、表紙、別紙、別図、その他参考資料により構成されています。



○表紙及び別紙の種類（詳細は記載例と合わせて掲載しています。）

書類の名称	根拠法令				記載内容
	水濁法		内 海 法	府 条 例	
	5条 1項	5条 3項			
表紙	○	○	○	○	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 工場又は事業場の名称及び所在地 特定施設の種類等
別紙1	○		○	○	特定施設等の構造
別紙12		○			
別紙1の2	○				特定施設等の設備 【有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に該当する場合】
別紙7(内海法)			○		
別紙13		○			特定施設等の使用の方法
別紙2	○		○	○	
別紙14		○			汚水等の処理の方法
別紙3	○		○	○	
別紙4	○		○	○	排水水の汚染状態及び量
別紙5	○		○		
別紙6	○		○	○	排水水の排水系統別の汚染状態及び量 【日平均排水量が50m ³ 以上の事業場の場合】
別紙15		○			
			○	○	排水水に係る用水及び排水の系統
					用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

注) 内海法対象事業場であっても、有害物質貯蔵指定施設については水濁法第5条第3項に基づく届出が別途必要です。

○添付図面等

申請・届出に当たり必要と考えられるものを挙げています。内容が具備されていれば様式は問いません。

図面等の名称		備考	関連する別紙
別図①	周辺の見取り図	・周辺公共用水域が分かるもの。排水口から主要河川（海域）に流入するまでの排水経路を明示する。	
別図②	敷地内の配置図	・特定施設（有害物質使用特定施設を含む。以下同じ。）、指定地域特定施設、有害物質貯蔵指定施設、届出施設、付帯設備、関連する主要機械・装置、汚水処理施設等の配置を敷地平面図・建物各階平面図に明示する。 ・排水経路や排水口の位置を明示する。	1、1の2、2、3、7(内海法様式)、12、13、14

図面等の名称		備考	関連する別紙
別図③	特定施設等を含む操業系統図	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設、指定地域特定施設、有害物質貯蔵指定施設、届出施設を含む操業の系統を明示する（フローシート）。 	2、14
別図④	用水及び排水の系統図	<ul style="list-style-type: none"> 工場内の用水の系統（水道水と井戸水の別など）及び排水の系統（工程排水の他に冷却水、生活排水、雨水も示すこと。）を系統図として明示する。 系統別の流量が分かるように明示する。 別図③と統合して明示してもよい。 	6、15
別図⑤	特定施設等の構造概要図	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設、指定地域特定施設、有害物質貯蔵指定施設、届出施設の立面図、平面図及びその他参考になる事項を明示する。 主要寸法（幅×奥行×高さ、単位も記載すること。）を明示する。 	1、12
別図⑥	有害物質使用特定施設等の床面・周囲の構造概要図	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の床面及び周囲の立面図、平面図、材質その他参考になる事項を明示する。 主要寸法を明示する。防液堤や受皿の場合、堤内の容量を記載し、漏えい時に受け止められることを確認する。 耐薬品性の塗装を行う場合は別途塗料のカタログ等を添付する。 	1、12
別図⑦	有害物質使用特定施設等の設備の構造概要図	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設に付帯する配管等設備の立面図、平面図、材質その他参考になる事項を明示する。主要寸法を明示する。 漏洩検知設備等があれば、設置箇所・検知方法に関する資料を添付する。 	1の2、7(内海法様式)、13
別図⑧	汚水処理施設の構造概要図	<ul style="list-style-type: none"> 立面図、平面図及びその他参考になる事項を明示する。主要寸法（幅×奥行×高さ、単位も記載すること。）を明示する。 汚水処理施設に関連する主要機械、主要装置を含む配置図を添付する。 	3
別図⑨	汚水等の処理系統図	<ul style="list-style-type: none"> 汚水処理施設・関連施設の汚水の処理工程をフロー図に明示する。 処理途中の薬剤の滴下や排水処理汚泥の処理を含めて明示する。 別図⑧と統合して明示してもよい。 	3
別表①	特定施設等の使用時の汚水量及び水質	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設等から排出される汚水の汚染状態と量の最大の値、通常の値の両方を記載する。 	2
別表②	汚水処理施設の処理前後の水量及び水質	<ul style="list-style-type: none"> 排水処理施設ごとに処理前後の水量及び汚染状態（水質）の最大の値、通常の値を記載する。 別表①と統合して明示してもよい 	3、4
参考資料1	既設施設一覧表	<ul style="list-style-type: none"> 工場にある全ての特定施設、有害物質貯蔵指定施設、指定地域特定施設、届出施設について記載する。 	
参考資料2	構造等に関する基準等一覧表	<ul style="list-style-type: none"> 工場にある全ての有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設について記載する。 	

(3) 届出の種類と必要な別紙等

法令や届出の種類によって必要な別紙や図面は以下のとおりです。

凡例 ○：必ず添付 △：必要に応じて添付

<水濁法>

○第5条第1項関係

届出の種類	根拠条文	表紙	別紙						添付図面等	
			1	102	2	3	4	5		6
設置届出	第5条第1項	様式1	○	△	○	○	○	△	○	別図①～⑨、別表①、別表②
構造等変更届出	第7条	様式1	△	△	△	△	△	△	△	別図①～⑨、別表①、別表②のうち変更箇所
使用届出	第6条第1項 又は第2項	様式1	○	△	○	○	○	△	○	別図①～⑨、別表①、別表②
氏名等変更届出	第10条	※								
使用廃止届出	第10条	様式6								特定施設等の配置図
承継届出	第11条第3項	※								特定施設等の配置図

○第5条第3項関係

届出の種類	根拠条文	表紙	別紙				添付図面等
			12	13	14	15	
設置届出	第5条第3項	様式1	○	△	○	○	別図①～⑦
構造等変更届出	第7条	様式1	△	△	△	△	別図①～⑦のうち変更箇所
使用届出	第6条第1項	様式1	○	△	○	○	別図①～⑦
氏名等変更届出	第10条	※					
使用廃止届出	第10条	様式6					特定施設等の配置図
承継届出	第11条第3項	※					特定施設等の配置図

注1 別紙1の2、別紙13は有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の場合のみ添付してください。

注2 別紙5は日平均排水量が50m³以上の事業場の場合のみ添付してください。

注3 構造等変更届出の別紙は、変更に係る別紙のみ提出してください。

注4 設置届出、構造等変更届出では、参考資料として**変更のないものも含めた特定施設等一覧**を添付してください。(資料編P.59記載例1の末尾参考)

注5 有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設に係る届出では、参考資料として**構造等に関する基準等一覧**を添付してください。(資料編P.60記載例1の末尾参考)

※ 大阪府では環境関係法令で共通化した様式を定めています。

<内海法>

届出の種類	根拠条文	表紙	別紙							事前評価書	添付図面等
			1	2	3	4	5	6	7		
設置許可申請	第5条第1項	様式1	○	○	○	○	△	○	△	○	別図①～⑨、別表①、別表②
構造等変更許可申請	第8条第1項	様式1	△	△	△	△	△	△	△	△	別図①～⑨、別表①、別表②のうち変更箇所
使用届出	第7条第2項	様式2	○	○	○	○	△	○	△		別図①～⑨、別表①、別表②
構造等変更届出	第8条第4項	様式2	△	△	△	△	△	△	△		別図①～⑨、別表①、別表②のうち変更箇所
排出水の汚染状態等変更届出	第9条	様式2			△	△			△		別図①～⑨、別表①、別表②のうち変更箇所
氏名等変更届出	第9条	※									
使用廃止届出	第9条	様式7									特定施設等の配置図
承継届出	第10条第3項	※									特定施設等の配置図

注1 別紙7は有害物質使用特定施設の場合のみ添付してください。

注2 別紙5は日平均排水量が50m³以上の事業場の場合のみ添付してください。

注3 設置許可申請、構造等変更許可申請では事前評価書の添付が必要になります（構造等変更許可申請のうち、事前評価書を要しない場合があります（事前評価書の手引き p.2 参照））

注4 構造等変更許可申請、構造等変更届出、排出水の汚染状態等変更届出の別紙は、変更に係る別紙のみ提出してください。

注5 設置許可申請、構造等変更許可申請では、別添参考資料として、変更のないものも含めた特定施設一覧を添付してください。

注6 有害物質使用特定施設に係る申請・届出では、別添参考資料として、構造等に関する基準等一覧を添付してください。

※ 大阪府では環境関係法令で共通化した様式を定めています。

<府条例>

届出の種類	根拠条文	表紙	別紙					添付図面等
			1	2	3	4	6	
設置届出	第52条	様式9	○	○	○	○	○	別図①～⑤、⑧、⑨、別表①、別表②
構造等変更届出	第54条	様式11	△	△	△	△	△	別図①～⑤、⑧、⑨、別表①、別表②のうち変更箇所
使用届出	第53条	様式10	○	○	○	○	○	別図①～⑤、⑧、⑨、別表①、別表②
氏名等変更届出	第57条	※						
使用廃止届出	第57条	様式13						届出施設の配置図
承継届出	第58条第3項	※						届出施設の配置図

注1 構造等変更届出の別紙は、変更に係る別紙のみ提出してください。

注2 設置届出、構造等変更届出では、別添参考資料として、変更のないものも含めた届出施設一覧を添付してください。

※ 大阪府では環境関係法令で共通化した様式を定めています。

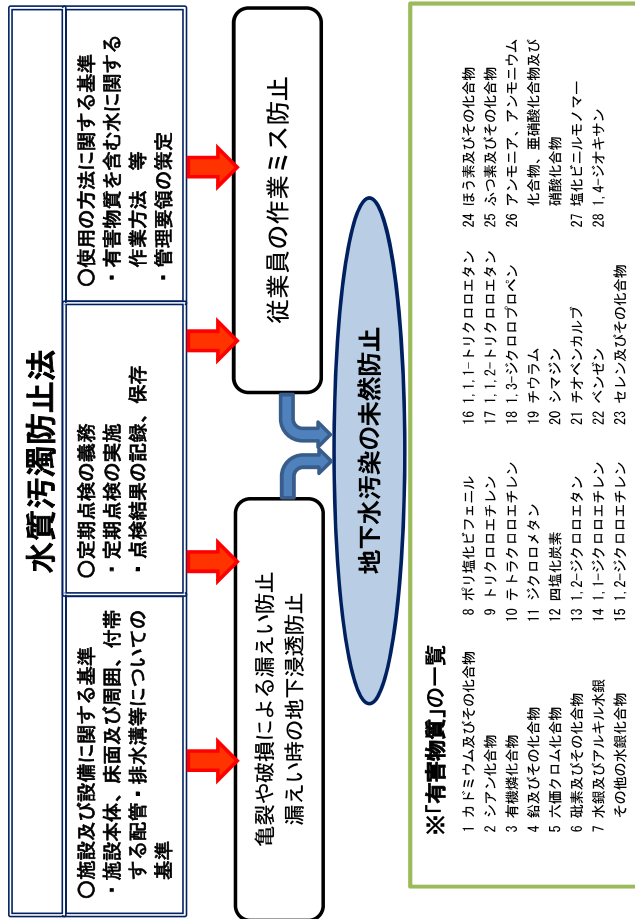
有害物質使用特定施設等の構造等規制

有害物質による地下水汚染を未然に防止するため、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設は、水質汚濁防止法に基づき構造等に関する基準の遵守、定期的な点検・記録が義務付けられています。

■地下水汚染未然防止対策の必要性と規制のしくみ

近年、工場又は事業場からの有害物質（※）の漏えいによる地下水汚染が、毎年継続的に全国で数十件確認されています。これらは、事業場等における、①生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、②生産設備等の使用の際の作業ミス等による漏えいが原因の大半を占めています。

地下水は都市用水の約25%を占める貴重な淡水資源であり、一度汚染すると回復が困難であることから、地下水汚染の未然防止のため、水質汚濁防止法により、有害物質（※）を使用する施設等の構造、設備及び使用の方法の基準、定期点検の実施及び結果の記録の義務等が定められています。



■対象施設

- 有害物質使用特定施設：水質汚濁防止法に基づき汚水又は廃液を排出する施設（特定施設）のうち、有害物質の製造、使用又は処理を目的とするもの
- 有害物質貯蔵指定施設：有害物質を含む液状のものを貯蔵するタンク等の施設

■基準の遵守と定期点検の実施

対象施設を設置者は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するための構造、設備に関する基準（構造基準）及び使用の方法に関する基準を遵守しなければなりません。（法第12条の4）
また、これらの基準の遵守状況について定期的に点検し、その結果を記録し3年以上保存しなければなりません。（法第14条第5項）

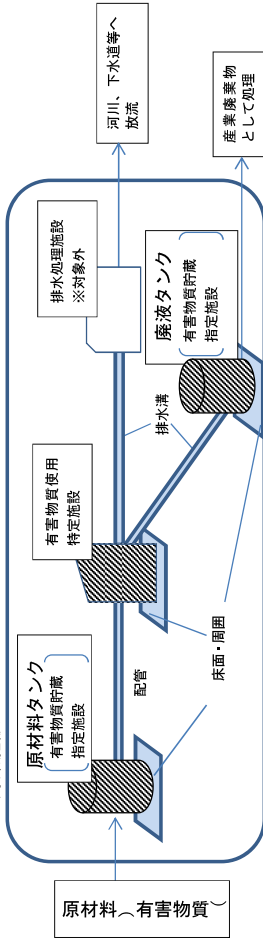
1. 構造等に関する基準の遵守

(1) 構造及び設備に関する基準

対象施設に係る以下の部分について、有害物質を含んだ水が漏えいしない、あるいは漏えい時に地下浸透を防止する構造にすることが義務付けられています。（法施行規則第8条の3から6）

※構造基準の詳細、必要な定期点検の内容は裏面を参照ください。

- 対象施設の設置場所の床面及び周囲
- 対象施設本体に付帯する配管、排水溝等（排水処理施設までの有害物質を含む水が流れる範囲）
- 地下貯蔵施設



(2) 使用の方法に関する基準

対象施設に係る作業及び運転は、以下のいずれにも適合する方法で行わねばなりません。また、その具体的な使用方法を記載した管理要領を策定しなければなりません。（法施行規則第8条の7）

- ① 有害物質を含む水の受け入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと
- ② 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認その他の施設の運転を行うために必要な措置を講ずること
- ③ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること

2. 定期点検の実施

(1) 構造及び設備に関する点検

1 (1)の適用対象箇所は、定期的に有害物質を含む水の漏えい、亀裂・損傷がないかを、構造及び設備に応じた頻度（裏面参照）で点検すること。

(2) 使用の方法に関する点検

1 (2)の使用の方法の点検は、対象施設を使用する従業員が管理要領を理解し、管理要領に従って作業を行っているかを定期的（年1回以上）に点検すること。

(3) 点検結果の記録及び保存

点検結果の記録については、次の事項を記録し、3年間保存すること。

- 点検を行った対象施設
- 点検年月日
- 点検の方法及び結果
- 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

※ 定期点検以外であっても、対象施設の異常や漏えいが確認された場合には、その記録を3年間保存するよう努めるものとす。

※ 管理要領や点検記録の作成に当たっては、以下の資料が参考になります。

「地下水汚染未然防止のための管理要領等策定の手引き」（環境省）

<http://www.env.go.jp/water/chikaku/brief2012/kanri-tebiki01.pdf>

■お問い合わせ先

工場又は事業場の所在する市町村によって異なります。詳しくは、以下の各窓口にお問合せください。

工場又は事業場の所在地

お問い合わせ先

大東市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、
高石市、藤井寺市、四條畷市、交野市、島本町

大阪府環境農林水産部環境管理事業所指導課水質指導グループ

大阪府住之江区南港北1丁目14-16 TEL: 06-6210-9585

大阪府泉州農と緑の総合事務所環境指導課

岸和田市野田町3丁目13-2 TEL: 072-437-2530

各市町村の環境担当窓口

上記以外の市町村

有害物質(裏面)使用特定施設等*の廃止時には土壌汚染調査が必要です

【1】有害物質使用施設等*の使用を廃止するときには、**廃止届出**を提出してください。

(施設は残して、有害物質の使用をやめる場合も「廃止」に該当しますが、**変更届出**を提出してください。)

※水質汚濁防止法による特定施設・大阪府生活環境の保全等に関する条例による届出施設であって、裏面の有害物質を使用等しているもの、及び、ダイオキシン類対策特別措置法による特定施設(詳しくは、各法の所管行政担当部局にお問合せください。)

【2】【1】の場合には、工場・事業場の**土地所有者**は、**土壌汚染状況調査**を実施して、その結果を大阪府に報告しなければなりません。

根拠＝土壌汚染対策法第3条第1項、大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4第1項

◎ 土地を賃借して事業を行っている場合は、土地所有者に、施設廃止時に土壌汚染状況調査が必要となることをあらかじめ説明しておいてください。

なお、施設廃止後には、土地所有者に大阪府から調査報告義務を伝える文書を送付します。

◎ 施設廃止後も工場等として使用する場合は、調査報告の義務が猶予される制度があります。

◎ 調査を実施する場合は、**国の指定を受けた調査機関**に委託してください。

【3】【2】の調査の結果、基準超過が判明した場合は、法または条例に基づき**区域指定**されます。

◎ 判明した土壌汚染により、**周辺の住民の健康リスクがあると判断される場合には、**

汚染原因者は、**対策**を講じなければなりません。(健康リスクがなければ、対策を講じる必要はありません。)

◎ 指定を受けた区域から汚染土壌を搬出して処理する場合は、許可業者に委託せねばなりません。

◎ 指定を受けた区域において工事を行う場合には、事前に届出が必要です。また、工事方法について一定の制限があります。

◎ 対策により汚染が除去された場合は、区域指定は解除されます。

土壌・地下水汚染の防止のために、漏洩、地下浸透の防止対策が重要です！

☆ 老朽化した施設、配管(接続部やバルブ等)、タンク、液体保管場所等は、点検・補修を重点的に！

☆ 移し替えや、物の出し入れに伴う漏洩に注意！ 受け皿や防液堤などの予防策が必要です。

☆ 漏洩事故が起きた場合には、大阪府へ報告してください。

<お知らせ>

平成30年4月1日より、有害物質使用施設の設置者による土壌汚染調査への協力が義務づけられます！

土壌汚染対策法及び生活環境保全条例が改正され、平成30年4月1日より、有害物質使用特定施設等の設置者は、土壌汚染調査を行う指定調査機関に対し、当該施設において製造し、使用し、又は処理していた管理有害物質の種類等の情報を提供するよう努めなければなりません。

土壌汚染対策法について、詳しくは、以下にお問合せください。

大阪府 環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 化学物質対策グループ(地盤環境担当)

TEL (代表)06-6941-0351 内線 3809 (直通)06-6210-9579

特定有害物質、管理有害物質及び基準値

分類		項目	含有量基準（指定基準） (mg/kg)	溶出量基準（指定基準） (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)	
管理有害物質（府条例）	特定有害物質	（第1種特定有害物質） 揮発性有機化合物	クロロエチレン （塩化ビニルモノマー）	—	0.002 以下	0.02 以下
			四塩化炭素		0.002 以下	0.02 以下
			1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下	0.04 以下
			1,1-ジクロロエチレン （塩化ビニリデン）	—	0.1 以下	1 以下
			1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 以下	0.4 以下
			1,3-ジクロロプロペン （D-D）	—	0.002 以下	0.02 以下
			ジクロロメタン （塩化メチレン）	—	0.02 以下	0.2 以下
			テトラクロロエチレン （パークロロエチレン）	—	0.01 以下	0.1 以下
			1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下	3 以下
			1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下	0.06 以下
			トリクロロエチレン※	—	0.01 以下	0.1 以下
			ベンゼン	—	0.01 以下	0.1 以下
	特定有害物質	（第2種特定有害物質） 重金属等	カドミウム及びその化合物※	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下	カドミウム 0.09 以下
			六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
			シアン化合物	遊離シアン 50 以下	シアンが検出されないこと	シアン 1 以下
			水銀及びその化合物	水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下
					うちアルキル水銀	検出されないこと
			セレン及びその化合物	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
			鉛及びその化合物	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下
			砒素及びその化合物	砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下
			ふっ素及びその化合物	ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下
			ほう素及びその化合物	ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下
	特定有害物質	（第3種特定有害物質） 農薬等	シマジン（CAT）	—	0.003 以下	0.03 以下
			チウラム	—	0.006 以下	0.06 以下
			チオベンカルブ （ベンチオカーブ）	—	0.02 以下	0.2 以下
			PCB （ポリ塩化ビフェニル）	—	検出されないこと	0.003 以下
			有機りん化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	—	検出されないこと	1 以下
	ダイオキシン類			1000pg-TEQ/g 以下	—	—

（注） mg/kg（土壌 1 キログラムにつきミリグラム） mg/L（検液 1 リットルにつきミリグラム）

pg-TEQ/g（土壌 1g につきピコグラム〔2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の毒性換算値〕）

※カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンは省令等の改正により令和 3 年 4 月 1 日から基準値が変更になりました。

資料 10 市町村の環境公害担当部署一覧

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

注意：水質関係の申請届出に関する相談窓口については、「水質汚濁防止関係法令のしおり（本編）」P.9を参照してください。

市町村	担当部署	電話番号
大阪市	建設局下水道部施設管理課	06-6615-7523(直)
池田市	まちづくり環境部環境政策課	072-754-6647(直)
箕面市	みどりまちづくり部環境動物室	072-724-6189(直)
豊能町	住民部環境課	072-736-1190(直)
能勢町	産業建設部地域振興課	072-734-3171(直)
豊中市	環境部環境指導課環境保全係	06-6858-2102(直)
吹田市	環境部環境保全指導課	06-6384-1850(直)
摂津市	生活環境部環境政策課	06-6383-1364(直)
茨木市	産業環境部環境政策課	072-620-1644(直)
高槻市	市民生活環境部環境政策課	072-674-7486(直)
島本町	都市創造部環境課	075-962-2863(直)
守口市	環境下水道部環境対策課	06-6992-1508(直)
門真市	環境水道部環境政策課	06-6902-7212(直)
大東市	市民生活部環境室環境政策グループ	072-870-9621(直)
寝屋川市	環境部環境保全課	072-824-1181(代)
四條畷市	市民生活部生活環境課	072-877-2121(代)
枚方市	環境部環境指導課	050-7102-6012(直)
交野市	環境部環境衛生課	072-892-0121(代)
東大阪市	環境部公害対策課	06-4309-3204(直)
八尾市	環境部環境保全課	072-994-3760(直)
松原市	市民生活部環境予防課	072-334-1550(代)
羽曳野市	都市魅力部環境保全課	072-958-1111(代)
藤井寺市	市民生活部環境衛生課	072-939-1074(直)
柏原市	市民部環境対策課	072-972-1534(直)
富田林市	市民人権部環境衛生課	0721-25-1000(代)
河内長野市	環境経済部環境政策課環境保全係	0721-53-1111(代)
大阪狭山市	市民生活部生活環境グループ	072-366-0011(代)
太子町	まちづくり推進部環境農林課	0721-98-5522(直)
河南町	まち創造部都市環境課	0721-93-2500(代)
千早赤阪村	健康福祉部住民課	0721-72-0081(代)
堺市	環境局環境保全部環境対策課	072-228-7474(直)
高石市	総務部環境政策課	072-275-6254(直)
泉大津市	都市政策部環境課	0725-33-1131(代)
忠岡町	住民部生活環境課	0725-22-1122(代)
和泉市	環境産業部環境保全課	0725-99-8121(直)
岸和田市	市民環境部環境保全課	072-423-9462(直)
貝塚市	市民生活部環境衛生課	072-433-7186(直)
熊取町	住民部環境課	072-452-6098(直)
泉佐野市	生活産業部環境衛生課	072-463-1212(代)
田尻町	住民部生活環境課	072-466-5005(直)
泉南市	市民生活環境部環境整備課	072-483-9871(直)
阪南市	市民部生活環境課	072-471-5678(代)
岬町	しあわせ創造部生活環境課	072-492-2714(直)

資料 11 異常水質発生時の各市町村の連絡先

地域・市町村名		連絡先	備考（開庁時間等）
大阪市		06-4301-7285	大阪市総合コールセンター（8時から21時）
堺市		072-233-1101（代）	
豊能	豊中市	06-6858-2525（代）	
	池田市	072-752-1111（代）	8時45分から17時15分
	箕面市	072-723-2121（代）	8時45分から17時15分
	豊能町	072-739-0001（代）	9時から17時30分
	能勢町	072-734-0001（代）	8時30分から17時
三島	吹田市	06-6384-1231（代）	9時から17時30分
	高槻市	072-674-7111（代）	8時45分から17時15分
	茨木市	072-622-8121（代）	
	摂津市	06-6383-1111（代）	9時から17時15分
	島本町	075-961-5151（代）	9時から17時30分
北河内	守口市	06-6992-1221（代）	9時から17時30分
	枚方市	072-841-1221（代）	
	寝屋川市	072-824-1181（代）	9時から17時30分
	大東市	072-872-2181（代）	9時から17時30分
	門真市	06-6902-1231（代）	9時から17時30分
	四條畷市	072-877-2121（代）	8時45分から17時15分
	交野市	072-892-0121（代）	9時から17時30分
中河内	八尾市	072-991-3881（代）	
	柏原市	072-972-1501（代）	8時45分から17時15分
	東大阪市	06-4309-3000（代）	
南河内	富田林市	0721-25-1000（代）	9時から17時30分
	河内長野市	0721-53-1111（代）	9時から17時30分
	松原市	072-334-1550（代）	9時から17時30分
	羽曳野市	072-958-1111（代）	9時から17時30分
	藤井寺市	072-939-1111（代）	
	大阪狭山市	072-366-0011（代）	
	太子町	0721-98-0300（代）	
	河南町	0721-93-2500（代）	9時から17時30分
泉北	千早赤阪村	0721-72-0081（代）	
	泉大津市	0725-33-1131（代）	8時45分から17時15分
	和泉市	0725-41-1551（代）	9時から17時15分
	高石市	072-265-1001（代）	
泉南	忠岡町	0725-22-1122（代）	9時から17時30分
	岸和田市	072-423-2121（代）	9時から17時30分
	貝塚市	072-423-2151（代）	8時45分から17時15分
	泉佐野市	072-463-1212（代）	8時45分から17時15分
	泉南市	072-483-0001（代）	9時から17時30分
	阪南市	072-471-5678（代）	8時45分から17時15分
	熊取町	072-452-1001（代）	9時から17時30分
	田尻町	072-466-1000（代）	8時45分から17時15分
岬町	072-492-2714（直）	9時から17時30分（生活環境課）	

資料 12 罰則一覧

1. 水濁法

<p>第 30 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の命令に違反した者 第8条：排水基準・特定地下浸透水の基準・構造基準等に係る計画変更命令等 第8条の2：総量規制基準に係る事前措置命令 第13条第1項：排水基準に係る改善命令等 第13条第3項：総量規制基準に係る改善命令等 第13条の2第1項：特定地下浸透水の浸透に係る改善命令等 第13条の3第1項：構造基準等に係る改善命令等 第14条の3第1・2項：地下水の水質浄化に係る措置命令等 	<p>1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金</p>
<p>第 31 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第12条第1項：排水基準に適合しない水を排出した者 ・第14条の2第4項：事故時の措置命令に違反した者 ・第18条：緊急時の措置命令に違反した者 	<p>6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金 (過失による第12条第1項違反は3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金)</p>
<p>第 32 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第5条：設置届出 第7条：構造等の変更届出 	<p>3月以下の懲役又は 30万円以下の罰金</p>
<p>第 33 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第6条：使用届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ・第9条第1項：届出受理後の工事実施制限に違反した者 ・第14条第1・2・5項：排出水の汚染状態及び排出水の汚濁負荷量の測定・記録・保管義務、構造・使用基準に係る点検結果の記録・保管義務に違反した者 ・第22条第1項：府職員等が求める報告を怠り、又は虚偽の報告をした者、立ち入り検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 ・第22条第2項：汚水等の処理等に関する報告を拒否等した者 	<p>30万円以下の罰金</p>
<p>第 34 条</p>	<p>・法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>	
<p>第 35 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第10条：氏名等変更届出 第11条第3項：承継届出 第14条第3項：汚濁負荷量測定手法届出 	<p>10万円以下の過料</p>

2. 内海法

第24条	<ul style="list-style-type: none"> 以下の規定に違反した者 第5条第1項の設置許可や 第8条第1項の構造等変更許可を受けずに設置や変更を行った者 第11条：上記の違反に係る措置命令に違反した者 	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
第25条	<ul style="list-style-type: none"> 第7条第2項：使用届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第12条の5第1・2項：府職員等の報告の求めに応じず、又は虚偽の報告をした者 	10万円以下の罰金
第26条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	
第27条	<ul style="list-style-type: none"> 以下の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第8条第4項：特定施設の構造等の軽微な変更届出 第9条：氏名等変更届出 第10条第3項：承継届出 	10万円以下の過料

3. 府条例

第112条	<ul style="list-style-type: none"> 第55条：排水基準に係る計画変更命令に違反した者 	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
第113条	<ul style="list-style-type: none"> 第59条第1項：排水基準に違反した排水水を排出した者（届出事業場） 第60条第1項：排水基準に違反した排水水を排出した者（特定事業場） 第64条第2項、第80条第2項：事故時の措置命令に違反した者 	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
第114条	<ul style="list-style-type: none"> 以下の規定に違反した者 第52条：設置届出 第54条：構造等変更届出 	3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
第117条	<ul style="list-style-type: none"> 第63条第1項：排水水の汚染状態の測定・記録・保管義務に違反した者 	20万円以下の罰金
第118条	<ul style="list-style-type: none"> 第53条：使用届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第56条第1項：届出受理後の工事実施制限に違反した者 	10万円以下の罰金
第119条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第112条から第118条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	